

もくじ

さぽーとほっと基金のしくみ	1
■【コラム】 さぽーとほっと基金の特長	2
■ さぽーとほっと基金利用のながれ	3
step 1 団体登録をする	4
step 2 事業申請をする	5
■「事業計画書」は、社会的な効果をわかりやすく伝える	6
■ 具体性の高い「収支計画書」で、信頼を得る	8
step 3 審査	10
step 4 事業実施	11
step 5 報告をする	12
【コラム】 もっと使って 市民まちづくり活動を応援する助成制度等	13
さっぽろまちづくり活動情報サポートサイト『まちさぽ』の活用	13

札幌市では、町内会、自治会などの地縁団体を中心とした「まちづくり活動」と、テーマ型の活動を行うNPOのイメージが強い「市民活動」の両方のことをさして、「市民まちづくり活動」といいます。市民が営利を目的とせず、市内において町内会、自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人等又は個人によって自発的に行われる公益的な活動のことをさします。

今後人口減少が進み、かつて経験したことのない超高齢化社会の到来を迎えることになります。また、経済規模の縮小、地球規模での環境・エネルギー問題や、自然災害の懸念など、社会情勢の変化とともに、今まで当たり前だった価値観も転換していくことになるでしょう。今後は、「自分たちの地域のことは自分たちで考え決め、そして行動する」という理念のもと、市民が主役のまちづくりを進めていくことが、ますます重要になっていきます。

さぽーとほっと基金は、札幌市が市民、事業者等による寄付を募り、市民まちづくり活動を支えるという、「まちづくりの“札幌スタイル”」を実現するしくみです。活動に直接参加できない人も、寄付や募金を通じて活動に関わり、さまざまな活動を応援することができます。

この手引きは、さぽーとほっと基金の制度についての理解を深め、より多くの市民まちづくり活動に活かしてもらえよう、利用の流れや手続きについて簡単に紹介するものです。



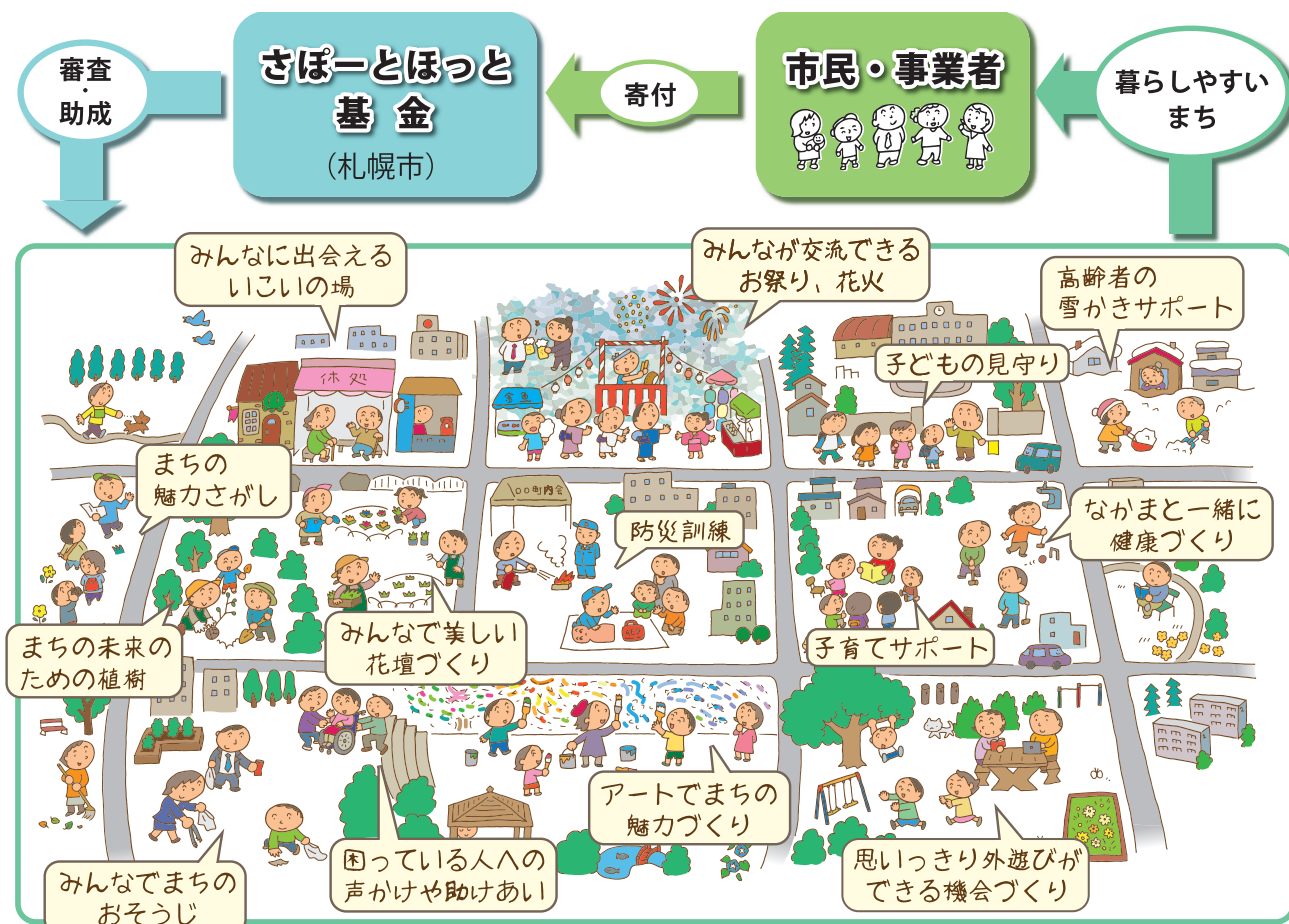
さぽーとほっと基金のマスコットキャラクター「キャッピー」

『キャッピー (CAPPY)』は英語の市民活動促進 (Citizen's Activity Promotion Policy) の頭文字と動物の「カピバラ」のイメージを合わせて創作したキャラクターです。

さぽーとほっと基金のしくみ

寄付で市民の活動を支える「さぽーとほっと基金」

さぽーとほっと基金は、市民や企業のみなさんからの寄付を札幌市が募り、町内会・ボランティア団体・NPO などが行うまちづくり活動に助成することで、札幌のまちづくり活動を支える制度です。（詳細はホームページを参照 <http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/>）



助成の種類

名称	団体指定助成	分野指定助成	テーマ指定助成	スタートアップ助成
助成の種類	特定の団体を指定した寄付による助成	「まちづくりの推進」「環境の保全」など、19分野から選ばれた寄付による助成	A 札幌市東日本大震災被災者支援活動基金 B 地域の絆・つながりをつくり、まちを元気にする活動	まちづくり活動を始めて間もない団体を支援する助成 ※年度内1回の公募
基本条件	団体指定寄付があるごとに、指定された団体が事業を申請	・「分野指定」と「テーマ指定B」は、一団体につき、年度内いずれか1回の助成が限度。連続して3年まで助成可能 ・「テーマ指定A」は連続助成に制限なし		活動歴が1年未満で構成員が5人以上の団体が対象。 (団体登録不要)
助成額	寄付額または助成対象事業費のいずれか低い額	・「分野指定」「テーマ指定B」は、200万円もしくは対象事業費の1/2のいずれか低い額 ・「テーマ指定A」は募集総額を上限として事業費の10/10の額		5万円もしくは対象事業費の1/2のいずれか低い額
対象事業	① 営利を目的としない公益的な事業 ② 地域社会の発展に資すると認められるもの ③ 札幌市民を対象とした事業 ④ 親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと ⑤ 同一年度内に札幌市から他の助成などを受けている事業でないこと ⑥ 既に終了した事業でないこと			

※詳細の条件などは「団体登録・助成の手引き」で確認してください

●さぽーとほっと基金の特長



寄付者の思いを受けて、助成をします

「団体」「分野」「テーマ」を指定いただき、「あのまちづくりを応援したい」という寄付者の思いを尊重します。

【団体指定助成】

特定の団体を応援するためにいただいた寄付を、指定団体に助成します。
(さぽーとほっと基金登録団体に限ります)

【分野指定助成】

特定の分野を応援するためにいただいた寄付を、応募団体に助成します。

- | | | |
|---|------------------|--------------------|
| ① 保健、医療、福祉の増進 | ② 社会教育の推進 | ③ まちづくりの推進 |
| ④ 観光の振興 | ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興 | ⑥ 学術、文化、芸術、スポーツの振興 |
| ⑦ 環境の保全 | ⑧ 災害救援 | ⑨ 地域安全 |
| ⑩ 国際協力 | ⑪ 男女共同参画社会の形成の促進 | ⑫ 子どもの健全育成 |
| ⑬ 情報化社会の発展 | ⑭ 科学技術の振興 | ⑮ 経済活動の活性化 |
| ⑯ 職業能力開発・雇用機会拡充 | ⑰ 消費者の保護 | |
| ⑱ ①から⑱までの活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 | | |

【テーマ指定助成】

特定のテーマを応援するためにいただいた寄付を、応募団体に助成します。

- A 札幌市東日本大震災被災者支援活動基金
B 地域の絆・つながりをつくり、まちを元気にする活動



寄付者の税負担が軽減されます

法人であれば法人税が、個人であれば所得税と個人住民税が軽減されます。

法人の場合

全額損金算入が可能です

個人の場合

所得税、個人住民税が軽減されます（※確定申告が必要です）



国や自治体に税金を納める代わりに、市民によるまちづくり活動を直接応援することができます。

例えば
5万円を
寄付したとすると…
給与収入600万円夫婦、
子1人の世帯(所得税率10%)

国・自治体

納付 軽減	所得税控除額	4,800 円
	個人住民税控除額	43,200 円
	寄付者 実質負担額	2,000 円



(平成 28 年 12 月現在)

市民まちづくり活動団体へ直接寄付しても、寄付金控除の対象とはなりません。

(ただし、認定、仮認定^{*}、及び指定NPO法人^{*}を除きます)

^{*}仮認定NPO法人は、H29年4月より特例認定NPO法人に名称変更となります。

^{*}指定NPO法人とは、都道府県・市町村が条例で個別に個人住民税の寄付金控除の対象として指定したNPO法人

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請が可能です。詳細は <http://www.city.sapporo.jp/somu/kifu/tax/index.html>

寄付の方法

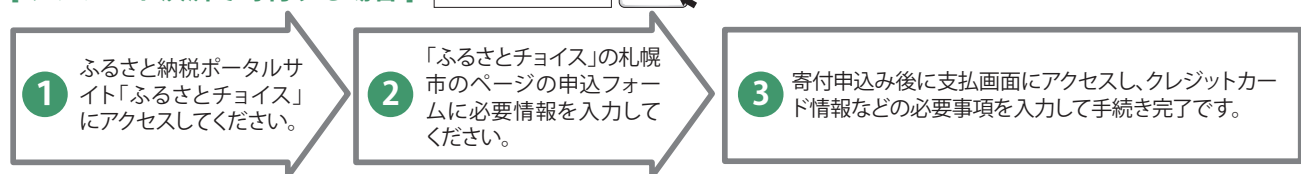
【納付書で寄付する場合】



※詳細は担当課までご連絡ください。

【クレジット決済で寄付する場合】

ふるさとチョイス 検索



寄付について広く市民の方にお知らせします

寄付していただいた場合

冠基金を設置

個人500万円以上、企業等100万円以上の寄付の場合には、ご希望により寄付者、企業のお名前等を冠した冠基金を時限的に設置します。

お名前を公表

ご希望により、寄付者のお名前や企業名を札幌市のホームページや情報紙などで紹介します。

ホームページで紹介

寄付により、どのような活動が行われたかを、ホームページ上で紹介します。

感謝状を贈呈

5万円以上ご寄付いただいた個人や団体に対して、感謝状を贈呈します。

●さぽーとほっと基金利用のながれ

活用は5つのステップで

助成を活用する5つのステップを、「団体指定助成」「分野・テーマ指定助成」を例に示します。

step 1 団体登録をする（初回のみ）

→P 4

最初に団体登録をしましょう。登録申請書は札幌市のホームページからダウンロードできます。この用紙は団体の看板のようなものなので、わかりやすくして思いがしっかり伝わる文章で記入しましょう。



- 登録条件**
- ・市民まちづくり活動を行うことを主な目的とする団体
 - ・主な事務所又は本拠が札幌市内にあること
 - ・継続して1年以上の活動実績があること
 - ・構成員が10人以上であること など

step 2 事業申請をする

→P 5

事業募集は、さぽーとほっと基金への寄付が一定程度集まった時点で行われます。募集は札幌市のさぽーとほっと基金のページや、札幌市市民活動サポートセンターにある掲示板をチェックしましょう。



団体指定助成の申請

- ・団体指定寄付があったときに、随時申請を受け付けます。
- ・事業を開始する2か月前までに事業申請が必要です。

分野・テーマ指定助成の申請

- ・年2回募集を行います
前期：2月頃
後期：6月頃

団体登録をしている団体には、電子メールなどで事業募集をお知らせします。

step 3 審査

→P10

団体指定助成は、原則書類審査です。
「分野・テーマ指定助成」は公開プレゼンテーション審査を行います。
(必要に応じて、プレゼンテーション前に書類選考を行う場合があります)

※審査は学識経験者や市民からの公募委員などで構成される審査部会で行われます。

step 4 事業実施

→P11

step 5 報告をする

→P12

事業が終了したら、収支決算書に活動の記録を添えて、事業報告書をまとめましょう。PR ツールとしても使えるようにまとめると、その後の活動にも活用できます。



※申請に関わる書類はすべてホームページでダウンロードできるほか、窓口で配布しています。

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/josei/index.html>

※団体登録や助成手続きの詳しい条件等については、「団体登録・助成の手引き」を併せてご覧ください。
ホームページからもダウンロードできます。